二十七、株式会社協和に対する件

昭和四十七年（排）第二号

排除命令

広島県広島市東雲二丁目一番二十四号

株式会社　協和

右代表者　代表取締役　山口義一

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社協和は、取引先である小売業者を対象に、昭和四十四年五月二十一日から昭和四十六年五月二十日までを期間とし、「ダイヤモンドセール」と称して行なった景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨、および今後このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示するとともに、「ダイヤモンドセール」の通知を受けた同社の取引先小売業者に対し同様の趣旨の通知をしなければならない。この公示および通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後その販売する商品のうち、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」別表に掲げる商品の販売

に関し、当該商品を買い受けて販売し、またはこれらの商品を使用して、一般消費者に役務を提供する事業者に対し、当該事業者が新たに当該商品の取引を開始するよう誘引する手段として、または当該事業者の当該商品に係る取引高その他取引の状況が同社の定める一定の基準に該当することを条件として、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除き、年十万円をこえる景品類を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、前項の事業者に対し、景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行なった公示および通知について遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社協和（以下「協和」という。）は肩書地に本店を置き、家具の卸売業を営む事業者である。

二　協和は関東甲信越地区および東北地区の小売業者を対象とし、昭和四十四年五月二十一日から昭和四十六年五月二十日までの期間に、購入金額が二千五百万円以上に達した者をオーストラリア旅行（十二日間、一人当り経費四十二万五千円）に招待することを内容とする「ダイヤモンドセール」と称する売出しを実施した。

しかして、協和は、前記売出し期間中に、購入金額が二千五百万円以上に達した者二十名を昭和四十六年十一月十四日に前記旅行に招待した。

三　しかるに、協和が、相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、年間十万円までであって、協和はこの制限をこえる景品類の提供を実施したものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、協和の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十七年二月二十三日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　高橋　勝好

委員　橋本徳男

委員　呉　文二